

公安の維持と 災害対策

第5章 CHAPTER 5



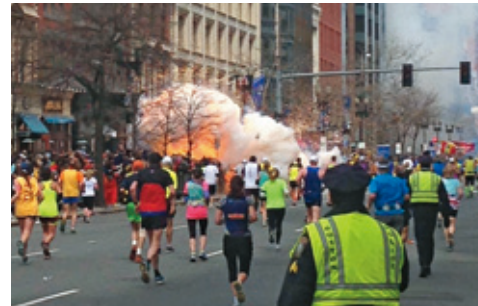
1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派等

平成24年中には、表5-1のとおり、世界各地でテロ事件が相次いで発生するなど、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にある。また、イスラム過激派組織は、過激思想を介して緩やかなネットワークを形成しているとみられる。

23年5月に「アル・カーイダ」の指導者のオサマ・ビンラディンが死亡した後、新たな指導者となったアイマン・アル・ザワヒリは、欧米諸国等に対するジハードの継続を表明している。また、「アル・カーイダ」関連組織は依然として勢力を維持している。25年1月には、アルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件が発生し、邦人10人を含む外国人30数人が死亡した。

近年、イスラム過激派組織は、インターネットを活用して過激思想を広め、構成員を勧誘するなどしているとみられるところ、これらの活動は、テロ組織と関わりのない個人が過激化してテロを引き起こす現象にも影響を与えている。テロ組織からの指示や支援を受けない個人によるテロは、「ローン・ウルフ（一匹おおかみ）」型のテロと呼ばれ、各国でその危険性が認識されている。同年4月に発生した米国・ボストンにおける爆弾テロ事件は、「ローン・ウルフ」型のテロに当たるとの見方がある。



米国・ボストンにおける爆弾テロ事件（共同）

このほか、24年中には、イランの核開発をめぐる国際的緊張が高まる中、イスラエル権益を狙ったとみられるテロ事件が世界各地で頻発した。同年7月には、ブルガリアのブルガス空港において観光バスに対する爆弾テロ事件が発生した。

表5-1 平成24年に発生した主な国際テロ事件等

発生月日	事件等
3月11、15、19日	フランス・トゥールーズ等における襲撃テロ事件
4月15～16日	アフガニスタン・カブールにおける英国大使館等に対する襲撃テロ事件
5月21日	イエメン・サヌアにおける国軍部隊に対する自爆テロ事件
6月17日	ナイジェリア・カドゥナ州におけるキリスト教会に対する連続爆弾テロ事件
7月18日	ブルガリア・ブルガス空港における観光バスに対する爆弾テロ事件
9月11日	リビア・ベンガジにおける米国領事館に対する襲撃テロ事件
9月14日	米国・シカゴにおける爆弾テロ計画の摘発
10月9日	パキスタン・ハイバル・パフトゥンハー州における「パキスタン・タリバン運動」を批判する少女に対する銃撃テロ事件

(2) 我が国に対するテロの脅威

我が国は、「アル・カーイダ」を始めとするイスラム過激派組織から米国の同盟国として指摘されており、「アル・カーイダ」幹部による声明等において、これまで度々テロの標的として名指しされている。平成24年5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘して

いるところ、こうした資料は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対する脅威の一端を明らかにしたものと見える。また、米国で拘束中の「アル・カーイダ」幹部のハリド・シェイク・モハメドも、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したと供述していたことなども明らかになっている。

さらに、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPOを通じ国際手配されていた「アル・カーイダ」関係者が、15年12月にドイツにおいて逮捕され、同人が過去に不法に我が国への入出国を繰り返していたことが判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

このような事情や、海外においても、25年1月に発生したアルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件を始め、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が発生していることなどに鑑みると、我が国は、国内外において、大規模・無差別テロの脅威に直面しているといえる。

(3) 日本赤軍と「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、最高幹部の重信房子がハーグ事件^(注1)等により起訴され公判中^(注2)の平成13年4月に日本赤軍の「解散」を宣言したのを受け、同年5月、組織としても「解散」の決定を表明したが、その後も別名称を使用して活動を継続しており、テロ組織としての危険性に変化はない。

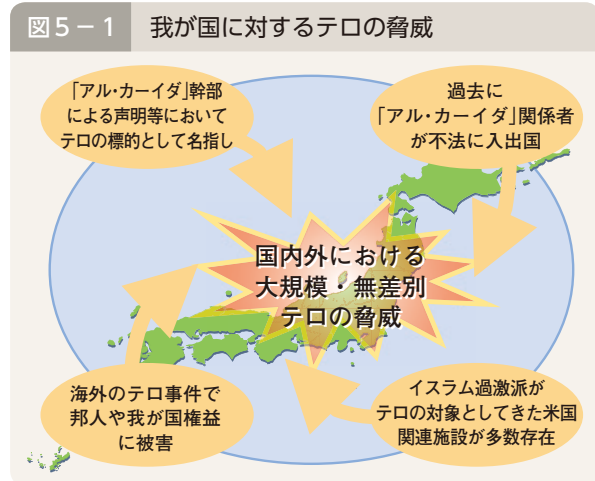
警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、国際手配中の7人の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

② 「よど号」グループ

昭和45年3月31日、田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており^(注3)、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

また、「よど号」犯人の妻らについては、これまでに帰国した5人を旅券法違反（返納命令拒否）等で逮捕し、いずれも有罪が確定している。その子女については、これまでに20人全員が帰国している。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



国際手配中の日本赤軍

No.1 坂東 国男 昭和48年10月22日生まれ 東京都中央区出身	No.2 佐々木 翔夫 昭和47年7月20日生まれ 東京都中央区出身	No.3 松田 久 昭和48年12月2日生まれ 東京都中央区出身	No.4 奥平 純三 昭和48年12月2日生まれ 東京都中央区出身
No.5 大道寺 あや子 昭和48年12月2日生まれ 東京都中央区出身	No.6 仁平 隆 昭和48年12月2日生まれ 東京都中央区出身	No.7 岡本 公三 昭和48年12月2日生まれ 東京都中央区出身	

似ている人を見かけた時は、110番でお知らせ下さい。【警察庁】

国際手配中の「よど号」グループ

No.1 小西 隆裕 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身	No.2 若林 盛彦 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身	No.3 赤木 志郎 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身	No.4 魚本(安部)公博 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身
No.5 岡本 武 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身	No.6 森 順子 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身	No.7 若林 佐喜子 昭和45年3月31日生まれ 東京都出身	

似ている人を見かけた時は、110番でお知らせ下さい。【警察庁】

国際手配中の日本赤軍と「よど号」グループ

注1：昭和49年9月、奥平純三ら3人が、オランダ・ハーグ所在のフランス大使館を占拠し、大使ら11人を人質として監禁した事件

注2：平成22年8月、最高裁判所において懲役20年の刑が確定した。

注3：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(4) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案

ア 拉致容疑事案の捜査状況

警察では、平成25年6月1日現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断し、北朝鮮工作人員等拉致に関与したとして8件に係る11人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、警察では、これらの事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、告訴・告発や相談・届出に係る事案についても、関係機関と緊密な連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査や調査を進めている。

北朝鮮は、20年6月に「拉致問題は解決済み」との従来の立場を変更し、全面的な調査の実施を約束したにもかかわらず、同年9月、一方的に調査開始を見合わせ、その後も「拉致問題は解決済み」との立場を繰り返し示した。なお、24年11月に行われた日朝政府間協議においては、拉致問題の更なる検討のため今後も協議を継続していくことで一致したが、同年12月に予定されていた日朝政府間協議は、北朝鮮より「人工衛星」と称するミサイル発射予告がなされたことなどから、我が国から北朝鮮に開催の延期を伝達した。

イ 拉致の目的

北朝鮮の金正日国防委員長は、14年9月に行われた日朝首脳会談において、日本人拉致の目的について、「一つ目は、特殊機関で日本語の学習ができるようにするため、二つ目は、他人の身分を利用して南（韓国）に入るためである」と説明した。また、「よど号」犯人の元妻は、金日成主席から「革命のためには、日本で指導的役割を果たす党を創建せよ。党の創建には、革命の中核となる日本人を発掘、獲得、育成しなければならない」との教示を受けた田宮高磨から、日本人獲得を指示された旨を証言している。

これらを含め、関連する情報を分析すると、拉致の主要な目的は、北朝鮮工作人員が日本人のごとく振る舞うことができるようにするための教育を行わせることや、北朝鮮工作人員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるようにすることなどであるとみられる。

表5-2 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡（現 鳳珠郡）	久米裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月ころ	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月ころ	不明	田口八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん（23） 地村（旧姓：濱本） 富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井） ^(注1)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土） 祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟） ^(注2)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡（現 日置市）	市川修一さん（23） 増元るみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡（現 佐渡市）	曾我ひとみさん（19） 曾我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案 ^(注3)
10	昭和55年5月ころ	欧州	石岡亨さん（22） 松木薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教晃さん（43）	辛光洙事件
12	昭和58年7月ころ	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本） 富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土） 祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

表5-3 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん（7） 高剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

図5-2 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	欧州における日本人女性 拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案（福井） 辛光洙事件	辛光洙事件	母娘拉致容疑事案	アベック拉致容疑事案 （新潟）
被疑者	魚本（旧姓・安部）公博 	金 世鎬 	辛 光 洙 	金 吉旭 	通称 キム・ミヨンスク 	通称 チェ・スン Chol 
国際手配年月	平成14年10月	平成15年 1月	平成14年9月（原さんへの成替容疑） 平成18年3月（地村夫妻拉致容疑） 平成18年4月（原さん拉致容疑）	平成18年 4月	平成18年11月	平成18年 3月
事案（事件）名	アベック拉致容疑事案（新潟）		姉弟拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		
被疑者	通称 ハン・クムニョン 	通称 キム・ナムジン 	洪寿恵こと木下陽子 	森順子 	若林（旧姓：黒田）佐喜子 	
国際手配年月	平成19年2月	平成19年2月	平成19年 4月	平成19年 7月	平成19年 7月	

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。中でも、昭和62年に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により敢行された。

コラム ① 拉致容疑事案等に関する新たな取組

拉致被害者の5人が帰国されてから10年となる平成24年は、拉致問題が改めて大きく報道されるなど、社会の関心が大きな高まりをみせた。同年9月、警察庁では、都道府県警察の拉致問題対策担当課長等を招致して全国会議を開催し、拉致容疑事案等に対する的確な捜査等を引き続き推進することとした。

また、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^{（注）}の真相解明に向けた警察の取組を更に強化するため、新たに次の取組を実施している。

- 25年3月、警察庁警備局外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、同班が都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導や当該事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行うことにより、都道府県警察に対する指導を強化している。海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を強化して、捜査・調査を行っている。
- 将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、個別の事案ごとに捜査上の必要性や家族の意向を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施している。
- 引き続き北朝鮮との関連性を示す情報を含め、広く国民からの情報提供を求めるため、同年6月から、家族の同意が得られたものについては、「警察庁重点情報収集事案」として、事案の概要等を都道府県警察のウェブサイトに掲載している。

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者は、平成25年6月1日現在、864人である。

2 国際テロ対策

(1) テロの未然防止に向けた取組の推進

① 情報収集と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、情報の収集・分析を強化しているほか、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の対策に活用している。

② 爆発物の原料となり得る化学物質の適正管理の推進

爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等の店舗における購入やインターネットを利用した購入が可能な状況にあり、近年、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。

このため、警察は、これらの化学物質の販売事業者に対して個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化、不審な購入者に関する通報を要請するなどして、爆弾テロの未然防止を図っている。



警察がドラッグストア従業員に販売時の対応要領を説明する状況

③ 核物質、特定病原体等の防護措置等

NBCテロ^(注)の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察庁職員が定期的に立入検査を行うとともに、関係機関に意見を陳述するなどして、事業者の講じる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

④ 重要施設の警戒警備

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、首相官邸、空港、原子力関連施設、米国関係施設等の重要施設や鉄道等の公共交通機関の警戒警備を強化している。



国会議事堂における警戒



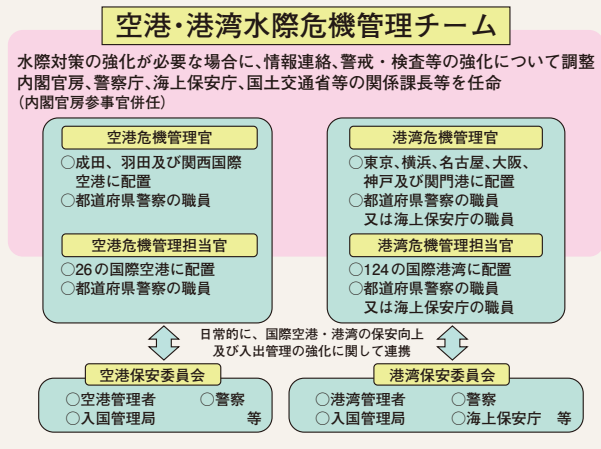
鉄道における警戒

注：N（Nuclear：核） B（Biological：生物） C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称

⑤ 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、平成16年1月、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官が置かれ、関係機関の連携の下で、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備に係る改善等に成果を上げている。

図5-3 空港・港湾における水際対策・危機管理体制



(2) テロへの対処体制の強化

① テロ対処部隊の充実強化

警察では、テロが万一発生した場合に備え、特殊部隊（SAT）、銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の各種部隊を設置し、その充実強化を図っている。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関と連携して、日々訓練を実施している。

図5-4 テロ対処部隊の概要



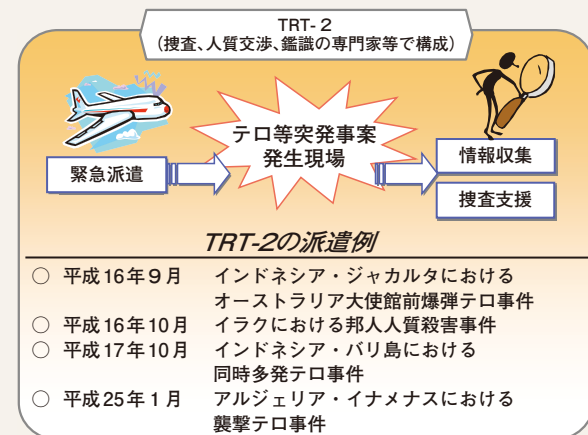
② スカイ・マーシャルの運用

航空機がハイジャックされて自爆テロに用いられないようにするため、警察では、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携して、平成16年12月から警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

③ 国際テロリズム緊急展開班 (TRT-2^(注1)) の派遣

警察では、国外で邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件が発生した際に、TRT-2を派遣し、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援を行っている。

図5-5 TRT-2の概要



コラム ②アルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件を受けた警察の対応

警察においては、平成25年1月に発生したアルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件を受け、TRT-2を現地に派遣した。TRT-2は、平素から警察庁が構築してきた外国治安情報機関等との協力関係を活用し、アルジェリア当局や現地に派遣された外国治安情報機関等の関係者と緊密に連携しつつ、事件の発生状況や邦人の安否等に関する情報を収集した。また、在アルジェリア日本国大使館と共に、英国やノルウェーから派遣された専門家と協力して、犠牲者の身元確認に従事した。



アルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件（時事）

④ 自衛隊との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と連携し緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備えた対処体制の強化を図っている。12年以降、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で協定等を締結し、都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の師団等との間で、共同図上訓練及び共同実動訓練を実施している。

このほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づいて行われる訓練への参加を通じて、関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等^(注2)及び緊急対処事態^(注3)における被災情報等の収集、住民の避難要領等について習熟するよう努めている。



自衛隊との共同実動訓練

注1：Terrorism Response Team-Tactical Wing for Overseasの略

2：武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）

3：武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する危険性が明白であると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なもの

コラム ③原子力関連施設に対するテロ対策の強化

(1) 福島第一原子力発電所事故の教訓

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故においては、冷却機能の喪失等により原子炉が管理不能の状態に陥り、放射性物質等が外部に放出されるなど、原子力関連施設のぜい弱性を露呈した。こうした事態は、自然災害のみならずテロリスト等による妨害破壊活動によっても発生し得ることが懸念される。



福島第一原子力発電所1号機
(東京電力株式会社)

(2) テロ対策の推進

① テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

② 原子力関連施設における警戒警備

平成13年9月の米国同時多発テロ事件発生以降、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を装備した銃器対策部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっているが、東日本大震災を受けて警戒警備に従事する地方警察官を216人増員するとともに、警戒要領を見直し、放射線防護車等の装備資機材を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。



自衛隊との共同実動訓練（愛媛）

さらに、警察力だけでは対処することができないと認められる事案が発生した場合には、警察と自衛隊が共同で事案に対処することとなるため、自衛隊等との間で、事案に対処するための共同訓練を実施している。



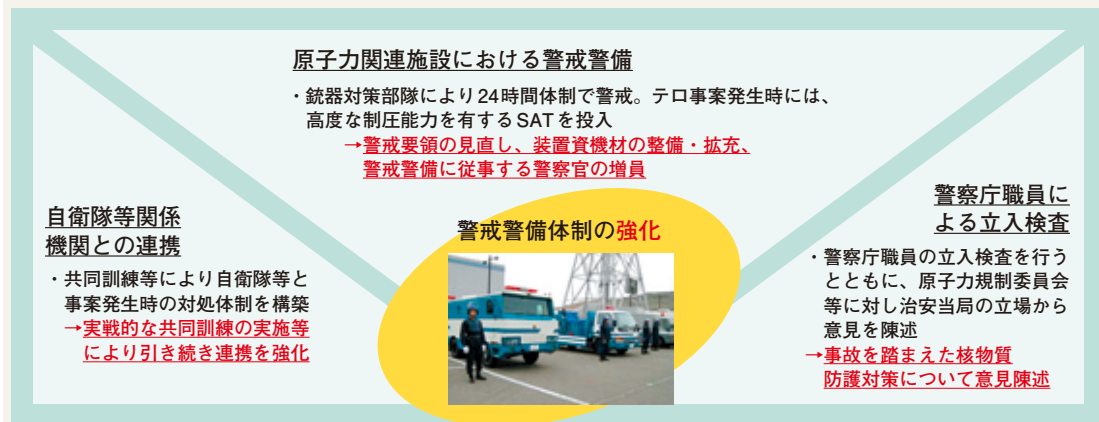
海上保安庁との合同訓練（福島）

23年11月、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止に取り組むことを決定した。その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示された。これを受けて、24年6月、愛媛県警察は全国で初めて、原子力発電所敷地内における自衛隊との共同実動訓練を実施したほか、25年5月、福島県警察等は、福島第一原子力発電所に対するテロを想定し、福島第二原子力発電所において海上保安庁との原発テロ対処合同訓練を実施した。

③ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、原子力規制委員会等に対して治安当局の立場から意見を陳述することなどにより、事業者が定める核物質防護規定が実効あるものとなるよう努めている。

図5-6 警戒警備体制の概要



1 対日有害活動の動向と対策

(1) 北朝鮮の動向

① キムジョンウン 金正恩体制の求心力向上に向けた動向

平成24年中、北朝鮮は、故金正日国防委員長の「遺訓」による統治を強調することで、金正恩氏による後継を正当化し、求心力を高めるための宣伝や扇動を展開した。

同年4月に金正恩氏が、朝鮮労働党第一書記及び国防委員会第一委員長（以下「第一委員長」という。）に就任すると、北朝鮮は、金正恩第一委員長が李雪主夫人を随行させて、市民と触れ合う姿や、大衆娯楽施設を視察する姿を報じることで、金正恩第一委員長が「人民愛」に溢れた指導者であるとのイメージづくりを推進した。一方で、金正恩第一委員

長の最側近とみられていた李英鎬リヨンホ朝鮮人民軍総参謀長を朝鮮労働党の役職から解任したほか、青年層における忠誠心の醸成や思想強化に着手するなど、新体制の方針に独自性をみせた。

こうした中、北朝鮮は、国際社会が自制を強く求めたにもかかわらず、同年4月13日及び同年12月12日に人工衛星と称するミサイルを発射したほか、25年2月12日には、通算3回目となる核実験を強行し、その後も更なる軍事的挑発行為の可能性を示唆することで、北朝鮮への圧力を強める各国を牽制するなど、朝鮮半島情勢を緊迫化させた。

朝鮮総聯れん（注）では、24年5月、許宗萬ホジョンマン朝鮮総聯中央責任副議長が議長に就任した。議長就任挨拶では、金正恩第一委員長に対する忠誠が示され、金正日時代と変わらない朝鮮総聯の北朝鮮に対する従属性が明らかとなった。

② 我が国に対する牽制等

北朝鮮は、24年中、国営メディア等を通じ、拉致問題について「既に全て解決した」と改めて主張するとともに、戦時中の「犯罪」に対する補償や謝罪を要求した。一方、北朝鮮に埋葬された残留日本人の遺骨返還問題について、民間団体の訪朝及び現地調査を受け入れるとともに、同問題を議題とした日朝政府間協議に応じるなど、対北朝鮮措置の解除等に向けて硬軟織り交ぜた駆け引きを展開した。

③ 各界関係者に対する働き掛け等

朝鮮総聯は、各種行事に国会議員、地方議員、著名人等を招待し、北朝鮮に対する理解、朝鮮総聯の活動に対する支援等を働き掛けるなど、我が国の各界各層に対して工作を展開している。



部隊を視察する金正恩第一委員長（右から2番目）（共同）



ミサイル発射の状況（12月）（共同）

注：正式名称を在日朝鮮人総聯合会という。

24年中には、朝鮮学校に対する我が国政府の施策の不当性を訴える街頭宣伝や中央省庁への要請行動等を行ったほか、朝鮮総聯中央本部の土地及び建物に対する競売手続の開始が決定し、朝鮮総聯を取り巻く情勢が厳しくなる中で、親朝世論の醸成に向けた取組を展開した。

警察では、北朝鮮や朝鮮総聯による工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、25年1月には、北朝鮮工作員による著作権法違反事件を検挙した。また、警察では、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対しても徹底した取締りに努めており、これまでに、対北朝鮮措置に関する違法行為を計25件（24年12月末日現在）検挙している（うち24年中は7件）。

事例 Case

軍事関係情報に関するデータを不正に複製した上、北朝鮮の軍関係者の疑いのある人物に提供したとして、25年1月、北朝鮮工作員（42）を著作権法違反（複製権侵害）で逮捕した。同人は、北朝鮮側の要望に応じて軍事関係資料の収集等を行い、北朝鮮側に提供するなどの工作活動を行っていたことが判明した（大阪）。

（2）中国の動向

平成24年11月、中国共産党第18回全国代表大会が開催され、胡錦濤総書記（当時）が今後の施政方針等を示す政治報告を行い、官僚の汚職根絶等、今後党が目指すべき方針を掲げた。また、党大会閉会後に開催された中国共産党中央委員会第1回全体会議では、習近平国家副主席が総書記に就任するなど、中国新指導部が発足した。

国内では、中国政府による民主活動家への弾圧やチベット政策に対する抗議デモ等が相次いで発生したほか、都市部と農村部の所得格差や党幹部の腐敗等に対する国民の不満が表面化し、各地で民衆の暴動が頻発した。また、同年9月には日本政府による尖閣諸島の所有権の取得を受けて反日感情が高まり、中国各地で大規模な反日デモが発生し、暴徒化した一部が日本企業等を襲撃する事態となった。

外交面では、中国は、急伸する経済力を背景に世界各国において存在感を増し、南シナ海では海洋権益をめぐる周辺諸国との摩擦が生じている。我が国との関係では、尖閣諸島に関する独自の主張に基づき、強硬姿勢を示した。

軍事面では、同年3月、中国政府は、同年予算案の国防費が6,702億元（前年比 691億元（11.2%）増加）になると発表し、米国に次ぐ世界第2位の規模となることが明らかになった。また、中国は、長距離航行が可能な無人攻撃機やレーダーで捕捉しにくいステルス戦闘機の開発に加え、中国初の空母を就役させるなど、軍備の拡充を図った。

中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、大学・研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣して、先端技術に関する情報収集活動を行っているほか、環境、食料、医療等にその情報収集活動の対象を拡大しているとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、同年5月には、警視庁は中国大使館の元一等書記官を被疑者とする公正証書原本不実記載・同行使及び外国人登録法違反事件を東京地方検察庁に送致した。



中国で発生した反日デモ（アフロ）

コラム ④尖閣諸島をめぐる情勢と警察活動

平成24年8月、香港の活動家らが魚釣島に上陸したことから、沖縄県警察は、出入国管理及び難民認定法違反（不法上陸）で5人を現行犯逮捕した。

また、同年9月以降は、尖閣諸島周辺で中国の漁業監視船や海洋調査船の出現が常態化するとともに、中国の海洋調査船等が我が国の領海内に侵入する事案が度々発生している。

一方、こうした情勢を受けて、国内では、同年9月に在福岡中華人民共和国総領事館に対する発煙筒投てき事件、在大阪中華人民共和国総領事館に対する建造物損壊事件等が発生し、右翼団体構成員等を検挙した。

警察は、国内の中国関連施設に対する警戒警備を強化するほか、尖閣諸島周辺海域において、関係省庁と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成するなどして不測の事態に備えている。



尖閣諸島周辺海域で警戒に当たる部隊員

(3) ロシアの動向

平成24年5月、プーチン前首相が4年ぶりに大統領に復帰し、メドヴェージェフ前大統領が首相に就任した。プーチン大統領は、就任後直ちに、国家の全面的な近代化に向け、従来の資源依存型経済から脱却し、技術革新を進めて経済を立て直すことを目指す政策を示した。また、極東開発に重点を置くロシアは、同年9月に初のホスト国としてAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議をウラジオストクにおいて開催し、極東への投資や技術協力を呼び込むため、アジア諸国との外交関係を重視する姿勢を示した。

日露関係については、プーチン大統領がAPEC首脳会議終了後の記者会見で、北方領土問題の決着に意欲を示した一方で、メドヴェージェフ首相は、同年7月、自身2度目の国後島訪問を強行するなど強硬な姿勢を示した。今後、ロシアは我が国に対して、北方領土問題をめぐる対話を継続する姿勢を示しつつ、経済協力や技術獲得に向けた働き掛けを行うものとみられる。

ロシアの情報機関は依然として世界各地で活発に情報収集活動を行っており、24年中は、ロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事件が1月にカナダで、2月にエストニアで、3月にオランダで、8月にドイツで、それぞれ摘発されている。我が国でもロシア情報機関員は活発に情報収集を行っており、警察では、ソ連崩壊以降、これまでに8件の違法行為を摘発している。

自身も情報機関の出身であるプーチン大統領は、引き続き国政運営に情報機関出身者を重用していくものとみられる。警察としては、ロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることがないように、今後も厳正な取締りを行うこととしている。

2 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

(1) 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組

平成24年の核セキュリティ・サミットでは、テロリストに核物質が渡ることを防ぐための国際協力の促進等を盛り込んだ共同声明「ソウル・コミュニケ」が採択された。同声明では、「全ての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」とした前回の同サミットでの合意事項の達成に向け、25年末までに、核兵器転用が可能である高濃縮ウランの使用を最大限減らすための具体的措置を提示するよう各国に奨励した。



PSI阻止訓練における放射性物資を積載した航空機に対する貨物検査

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることを踏まえ、各国が主催するPSI^(注)阻止訓練に都道府県警察のNBCテロ対応専門部隊を派遣するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

(2) 不正輸出に対する取締り

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する積極的な取締りを推進しており、これまでに、不正輸出事件を29件（平成24年12月末日現在）検挙している（うち24年中は1件）。

また、これまで検挙した事件において、第三国を経由した迂回輸出や摘発逃れを目的とした輸出名義人の偽装等の実態が確認されるなど、犯罪の手口が今後更に悪質・巧妙化していくことが懸念されるところ、警察では、国内外の情勢を的確に把握・分析するとともに、国内関係機関との緊密な連携、外国治安機関との情報交換等を通じて、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを更に徹底することとしている。

事例

Case

中古半導体製造装置販売会社社員の男（53）は、軍用品の製造等に転用できるものとして、外為法で提供が規制されている技術である半導体製造装置用のプログラムを、経済産業大臣の許可を受けずに、22年9月、同年10月及び23年1月に中国企業等に不正に提供したことから、24年7月、同役員を外為法違反（無許可役員取引）で検挙した（神奈川）。

注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、102か国（平成24年12月末日現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する主流派（「Aleph（アレフ）」）と松本の影響力がないかのように装う上祐派（「ひかりの輪」）を中心に活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、肖像写真等を拠点施設の祭壇等に飾るなど、同人への絶対的帰依を強調する「原点回帰」路線を強めている。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して、「松本からの脱却」を強調するなど、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、「外部監査委員会」を設置したり、著名人との対談やマスコミ取材を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めているが、依然として、松本及び同人の説く教団の教義を基盤としているものと認められる。同派は、今後も無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分の適用回避に全力を挙げるものとみられる。

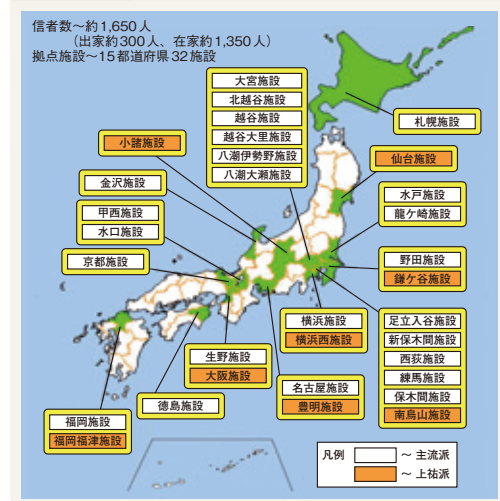
平成24年1月、教団は現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づく観察処分の期間が27年1月末まで3年間更新された。

(2) オウム真理教対策の推進

警察は、平成7年以降、オウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者の発見検挙を全国警察を挙げて取り組むべき最優先課題の一つとし、広く国民の協力を得ながら追跡捜査を推進してきたところ、24年1月に平田信を、同年6月には菊地直子及び高橋克也を逮捕し、これにより特別手配被疑者全員が検挙された。

警察は、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。また、教団施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体からの要望を踏まえ、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施しているほか、地下鉄サリン事件等教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するとともに、教団の現状について適切な理解を得るため、国民に対し、広報活動を推進している。

図5-7 オウム真理教の拠点施設等(平成25年6月末日)



教団施設周辺の警戒警備状況

2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、平成24年中も、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んだ。

革マル派^(注1)は、福島第一原子力発電所事故以降の反原発運動の盛り上がりを経組織拡大の好機と捉え、「原発・核開発阻止」を主張した独自の取組を行うとともに、市民団体主催の取組に介入する形態で反原発運動に取り組んだ。このほか、既存の労働組合の執行部を批判して同調者の獲得を図った。また、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、JR東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件^(注2)について、同年2月に最高裁が上告を棄却し有罪判決が確定した後も、同事件を「国策弾圧」、「えん罪事件」と主張し続けている。

中核派（党中央）^(注3)は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持しつつ、23年8月に結成した「すべての原発いまずぐなくそう！全国会議」（な全）を中心に、全国で反原発運動に取り組んだ。一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、市民団体等が主催する反原発、オスプレイ配備反対等に関する集会やデモ等に積極的に参加した。

革労協主流派^(注4)は、成田闘争と福岡での組織的犯罪処罰法違反事件等の公判闘争を重点に取り組んだ。また、革労協反主流派^(注5)は、自衛隊の海外派遣やオスプレイ配備等を捉えて反戦闘争に取り組むとともに、大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働に反対して現地でデモに取り組んだ。



反原発運動に取り組む極左暴力集団

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進している。

平成24年中には、中核派（党中央）の非公然アジトを摘発したほか、大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働に対する反対行動の際に、警備員に発火した発煙筒を押し当てるなどした活動家を傷害罪等で逮捕するなど、極左暴力集団の活動家ら合計31人を検挙した。

また、極左暴力集団対策への国民の理解と協力を得るため、ポスターを始めとする各種広報媒体を活用した広報活動を推進するとともに、関係機関と連携するなどして組織の維持・拡大を防ぐための対策を推進している。



中核派（党中央）の非公然アジトとして利用されていたマンション

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：平成13年1月21日から同年6月30日頃にかけて、JR東労組の組合員である被疑者7人が、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）大宮支社浦和電車区事務所等において、他の労働組合の組合員と行動を共にするなどしたJR東労組の組合員を集団で脅迫し、同組合から脱退させ、さらに、JR東日本から退職させた強要事件

注3：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

注4：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

注5：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

3 右翼の動向と対策

(1) 右翼の動向

① 街頭宣伝活動等の展開

右翼は、平成24年中、日本政府の政策、領土問題等を捉え、執拗に街頭宣伝活動等に取り組んだ。

特に、中国をめぐるは、香港の活動家らが尖閣諸島の魚釣島に上陸したことなどを捉え、北朝鮮をめぐるは、「人工衛星」と称するミサイル発射等を捉え、韓国をめぐるは、李明博韓国大統領（当時）が島根県の竹島に上陸したことなどを捉え、ロシアをめぐるは、北方領土問題等を捉え、それぞれ関係国、日本政府等を批判した。

また、23年10月1日までに、暴力団排除条例が全ての都道府県で施行されたことに伴い、同条例を批判する街頭宣伝活動を実施したほか、都道府県議会等へ陳情書等を郵送するなど、抗議活動に取り組んだ。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、表5-4のとおりである。

このほか、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき「外国人参政権反対」等を主張するいわゆる右派系市民グループによる活動も各地で展開され、一部に反対勢力とのトラブルもみられた。



右翼の抗議行動（1月、富山）

表5-4 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（平成24年）

		動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府批判		約 2,240	約 6,410	約 1,900
中国関連		約 2,200	約 5,800	約 1,680
北朝鮮関連		約 660	約 1,480	約 480
韓国関連		約 2,450	約 6,630	約 2,160
ロシア関連	北方領土の日（2月7日）	約 120	約 370	約 120
	「反ロデー」（8月9日）	約 220	約 810	約 270

注：数値は延べ数

② 右翼関係事件の状況

24年中は、2件の「テロ、ゲリラ」事件が発生した。

表5-5 「テロ、ゲリラ」事件の概要等（平成24年）

発生日月	発生場所	事件の概要	逮捕人員
1月22日	東京	社会民主党に抗議する目的で、社会民主党本部が入居する社会文化会館（当時）の正面玄関を目掛けて車両を疾走させ、シャッター等を損壊した。同日、器物損壊罪で逮捕。	1人
8月11日	広島	李明博韓国大統領（当時）が竹島に上陸したことに抗議する目的で、在広島大韓民国総領事館の西側壁面ガラスにれんが1個を投げ付け、同壁面ガラスを損壊した。同日、建造物損壊罪で逮捕。	1人



社民党本部車両突入事件（1月、東京）

近年の右翼による違法行為の検挙状況の推移は、図5-8のとおりである。

このうち、右翼運動に伴う事件^(注)の検挙状況、右翼による恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況、右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は表5-6のとおりである。

図5-8 右翼関係事件の検挙状況の推移（平成20～24年）

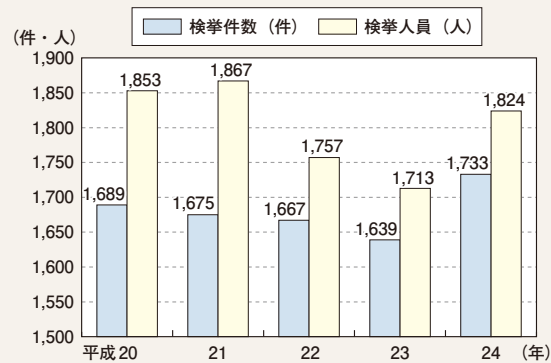


表5-6 右翼運動に伴う事件の検挙状況等（平成24年）

右翼運動に伴う事件の検挙状況	検挙件数 (件)	164	(全右翼関係事件検挙件数に占める割合 9.5%)
	検挙人員 (人)	234	(全右翼関係事件検挙人員に占める割合 12.8%)
資金獲得を目的とした事件の検挙状況	検挙件数 (件)	349	(全右翼関係事件検挙件数に占める割合 44.1% (道路交通法を除く))
	検挙人員 (人)	408	(全右翼関係事件検挙人員に占める割合 46.3% (道路交通法を除く))
右翼及びその周辺者からの銃器押収状況	24年中の押収 (丁)	8	(前年比 +4丁)
	過去5年間の押収 (丁)	33	(暴力団と関係を有する者からの押収 17丁)

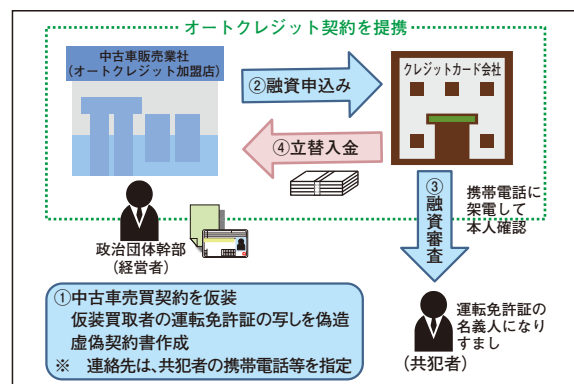
(2) 右翼対策の推進

① テロ等重大事件の未然防止に向けた違法行為の検挙

警察では、右翼によるテロ等重大事件の未然防止を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙に努めている。

事例 Case

政治団体幹部(44)らは、他人名義の運転免許証の写しを偽造し、運転免許証の名義人が中古自動車を分割払いで購入する旨を記載した内容虚偽の契約書等を作成してクレジットカード会社に提出し、販売代金の立替金等として総額約5,700万円をだまし取った。平成24年2月までに12人を詐欺罪で検挙した(大阪)。



② 街頭宣伝車対策の推進

警察では、右翼が街頭宣伝車を用いて行う活動のうち、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質なものについては、様々な法令を適用して徹底した取締りに努めている。

表5-7 街頭宣伝活動に対する取締り状況（平成24年）

	件数(件)	人員(人)
静穏保持法違反による検挙	0	0
暴騒音条例違反による検挙	0	0
暴騒音条例に基づく停止・中止命令	104	
暴騒音条例に基づく勧告	175	
暴騒音条例に基づく立入	10	
威力業務妨害等による検挙	29	48



街頭宣伝活動に対する取締り状況

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

4 日本共産党等の動向

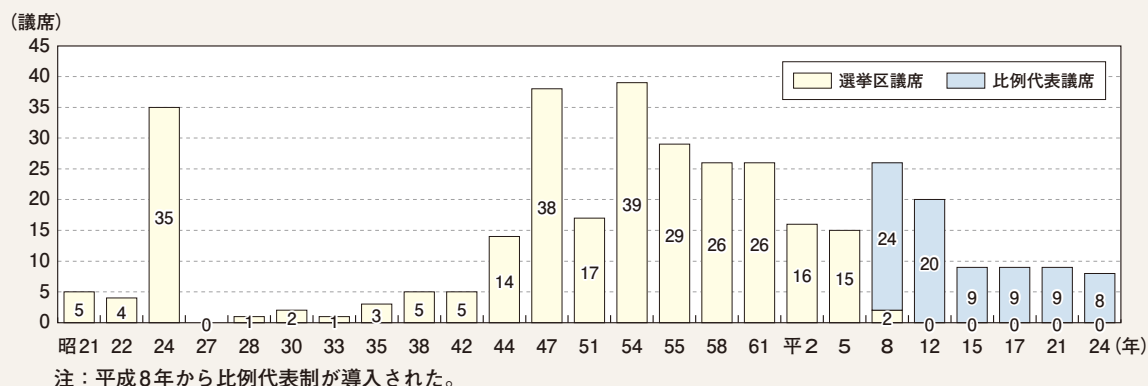
(1) 日本共産党の動向

① 第46回衆議院議員総選挙の結果

日本共産党は、平成24年12月の第46回衆議院議員総選挙で、「650万票以上の得票、10%以上の得票率の獲得」、「現有9議席の倍増—18議席以上」の目標を掲げ、沖縄2区を除く小選挙区に299人、比例代表に35人（小選挙区との重複12人）の公認候補者を擁立した結果、比例代表で8議席を獲得し、改選前の9議席から1議席後退した。

日本共産党は、同選挙について、議席後退の最大の理由は「党の自力の問題にある」とし、「強大な日本共産党の建設が不可欠」とであると総括した。

図5-9 衆議院議員総選挙における日本共産党の獲得議席の推移



② 「党勢拡大運動」への取組

日本共産党は、23年7月の第3回中央委員会総会で提起した「党創立90周年をめざす党員拡大を中心とした党勢拡大運動」(注)に全党を挙げて取り組んだ結果、期限である24年7月までに約1万8,000人の新入党員を獲得したと公表した。一方、「しんぶん赤旗」の読者については、「大運動」開始時に比べ、日刊紙読者は750人、日曜版読者は1,086人減少したとしている。

党現勢に関しては、約9万人の「実態のない党員」を整理した結果、党員数は31万8,000人(同年5月1日現在)になったことを同年5月の全国活動者会議で、また、「しんぶん赤旗」の読者数は130万人であることを同年7月の党創立90周年記念講演会でそれぞれ明らかにした。

(2) 日本民主青年同盟の動向

日本民主青年同盟は、平成24年11月、東京都内で第36回全国大会を開催し、「日本民主青年同盟の目的と規約」について、17年ぶりに「目的」の一部を改定した。また、23年11月の第35回全国大会後の1年間で、新たに960人の同盟員を迎え、1,200人の機関紙読者を増やしたことを明らかにした。

第36回全国大会では、日本共産党から広井暢子副委員長・青年学生委員会責任者が出席して挨拶し、「総選挙で国民と青年が主人公といえる新しい日本を築くために、ともにがんばりましょう」と呼び掛けた。

注：日本共産党は、平成23年12月の第4回中央委員会総会で、「党勢拡大運動」の目標として、「5万人の党員、5万人の日刊紙読者、17万人の日曜版読者」を増やすことを掲げた。

5 大衆運動の動向

(1) 原子力政策をめぐる運動

平成24年中、大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働や原子力規制委員会の人事等を捉え、全国各地で集会やデモが取り組まれた。首相官邸前では、毎週金曜日に抗議行動が行われ、SNS等での参加呼び掛けに呼応した幅広い年齢層の市民が参加した。また、同年7月16日、都内の代々木公園で、福島第一原子力発電所事故以降全国的に広がった反原発運動で最大規模となる集会が行われた（主催者発表約17万人）。



代々木公園での反原発を訴える集会（共同）

(2) オスプレイ配備をめぐる運動

平成24年中、米軍によるオスプレイの普天間飛行場への配備や各地での飛行訓練計画等に対し、全国で反対集会やデモが行われた。沖縄県では、同年9月9日、「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催された（主催者発表約10万1,000人）ほか、同飛行場ゲート前で座込み等の抗議行動が行われた。



沖縄県民大会（共同）

(3) 経済問題等を捉えた国内外の運動

欧州諸国では、債務危機脱却のための緊縮財政政策や経済格差問題等を捉えた大規模な集会やデモが取り組まれ、その過程で一部の参加者が暴徒化し、多数の逮捕者が出る事態が相次いで発生した。また、これらの取組を通じて、一部の過激な勢力や反グローバリズムを掲げる勢力等が国際的連携を強め、我が国でも欧州諸国での抗議行動と連帯したデモが行われた。

(4) 我が国の捕鯨を取り巻く国内外の動向

米国の過激な環境保護団体「シー・シェパード（Sea Shepherd）」は、平成23年12月から行われた南極海調査捕鯨に対し、「神風作戦」と称して、酪酸瓶の投てき等過激な妨害活動を行った。また、和歌山県太地町でのイルカ漁に対しては、24年9月から活動家を同町に派遣して抗議活動を行っており、同年10月、活動家が同町の公園に設置されたモニュメントを損壊したとして逮捕される事案が発生した。



酪酸瓶を投てきする活動家
（提供：（財）日本鯨類研究所）

(5) 雇用問題を捉えた運動

全国労働組合総連合（全労連）は、雇用の安定等を求め、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の抜本改正等を訴えたほか、東日本大震災等の影響で雇用状況が一段と悪化しているとして、平成24年5月の第83回中央メーデーで「震災復興」、「原発ゼロ」、「賃上げ・安定した雇用と仕事の確保」等を訴え、集会やデモを行った。

第4節

災害への対処と 警備実施

1 災害への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動

平成24年中は、地震、大雨、台風、強風及び高潮により、死者・行方不明者50人、負傷者937人等の被害が発生した。20年から24年にかけての自然災害による主な被害状況は、表5-8のとおりである。

表5-8 自然災害による主な被害状況の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24
死者・行方不明者（人）		51	77	30	18,718	50
負傷者（人）		851	665	273	7,108	937
全壊又は半壊した住家（戸）		256	1,466	662	404,596	3,043
流失した住家（戸）		0	0	0	7	5
浸水した住家（戸）		35,650	25,803	13,216	86,191	34,506
損壊した道路（箇所）		1,509	2,359	1,361	7,666	2,419
崩れた山崖（箇所）		832	2,493	2,731	2,732	2,665

24年中は、「平成24年7月九州北部豪雨」が発生したほか、25個の台風が発生し、うち2個が日本に上陸し、17個が接近した。これらの大雨、台風等の風水害により、死者44人、行方不明者4人等の被害が発生した。

ア 「平成24年7月九州北部豪雨」

7月11日から14日にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞し、特に九州北部では、記録的な大雨となった。この大雨により、土砂災害等が発生し、死者30人、行方不明者2人、負傷者26人等の被害が生じた。

熊本県警察、福岡県警察、大分県警察を始めとする関係県警察は、災害警備本部等を設置するとともに、熊本県警察は最大時約2,200人体制で、福岡県警察は最大時約2,200人体制で、大分県警察は最大時約1,000人体制で、それぞれ被災現場に機動隊等を出動させ、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等を実施した。

また、福岡、佐賀及び宮崎の各県警察は、広域緊急援助隊約140人を、熊本県警察に派遣した。

イ 台風第17号

9月21日に発生した台風第17号は、30日午後に関東甲信地方及び東北地方を通過した。この台風により、全国で死者1人、負傷者172人等の被害が発生した。

関係都府県警察では、災害対策本部等を設置するとともに、機動隊等を被災現場へ出動させ、被災者の救出救助等を実施した。



広域緊急援助隊による行方不明者の捜索状況
(熊本県阿蘇市一の宮町)



機動隊等による行方不明者の捜索状況(大分県中津市)

(2) 災害への対処体制の強化

① 警察災害派遣隊の概要

従来、警察では、災害発生直後の救出救助等の災害応急対策を想定した部隊編成・運用を行ってきた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波や原子力災害等に対応するため、長期間にわたり大規模な部隊派遣を行うこととなった。この経験を踏まえ、24年5月、これまで大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣してきた即応部隊を最大約1万人体制に拡充するとともに、災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊から成る警察災害派遣隊を新設した。

警察災害派遣隊は、装備資機材の整備、実践的な合同訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

② 広域緊急援助隊特別救助班の活動等

警察では、12都道府県警察^(注1)の広域緊急援助隊に極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班(P-REX^(注2))を設置し、災害現場に派遣している。

特別救助班は、平素から高性能な救出救助用資機材、警察用航空機等を活用した実践的訓練、災害・医療等の専門機関による教育等により各種災害事例等を踏まえた効果的な救出救助方法の習得と練度の向上に努めているほか、部隊指揮要領の実践的訓練等を実施して、指揮官の指揮能力の向上を図っている。

また、警視庁では、同年9月、特別救助班の経験者を中心に、重機操作等の救出救助に関する特殊技能に習熟した特殊救助隊(SRT^(注3))を設置するなどし、首都直下地震等の大災害に備えている。



特別救助班の訓練状況

表5-9 特別救助班が派遣された主な災害(平成17年~24年)

17年	JR西日本福知山線列車事故
19年	新潟県中越沖地震
20年	岩手・宮城内陸地震
21年	平成21年7月中国・九州北部豪雨
23年	東日本大震災
	台風第12号
24年	平成24年7月九州北部豪雨

図5-10 警察災害派遣隊の概要



注1：北海道、宮城、埼玉、警視庁、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

注2：Police Team of Rescue Expertsの略

注3：Special Rescue Teamの略

2 警備実施

(1) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図っている。

平成24年中の国内での主な行幸啓は表5-10、行啓は表5-11のとおりである。海外へは、同年5月に天皇皇后両陛下が英国女王陛下御即位60周年関連行事御出席のため、英国を御訪問になったほか、皇族方が合計10回御訪問等になった。



第32回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛（11月、沖縄）

表5-10 主な行幸啓（平成24年）

天皇皇后両陛下

5月	第14回IACIS国際会議開会式御臨席（宮城）
	第63回全国植樹祭御臨席（山口）
7月	長野県北部地震被災者御訪問（長野、新潟）
9月	第67回国民体育大会御臨席（岐阜）
10月	東日本大震災に伴う被災地御訪問（福島）
11月	第32回全国豊かな海づくり大会御臨席（沖縄）
12月	明治天皇陵及び昭憲皇太后陵御参拝並びに地方事情御視察（京都、岐阜）

表5-11 主な行啓（平成24年）

皇太子殿下

6月	第23回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（秋田）
7月	第48回献血運動推進全国大会御臨席（滋賀）
	平成24年度全国高等学校総合体育大会御臨席（新潟）
10月	第12回全国障害者スポーツ大会御臨席（岐阜）
	第27回国民文化祭・とくしま2012御臨席（徳島）
	第15回全国農業担い手サミットinあきた御臨席（秋田）
11月	第36回全国育樹祭御臨席（静岡）

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進して要人の身の安全を確保している。

24年中の首相の海外訪問は表5-12、主な外国要人の来日は表5-13のとおりである。

また、同年12月に施行された第46回衆議院議員総選挙では、与野党の熾烈な選挙戦を反映し、多数の警護対象者が全国的に遊説活動を行った。



伊勢神宮参拝に伴う警護警備（1月、三重）（時事）

表5-12 首相の主な海外訪問（平成24年）

野田首相（当時）

3月	第2回核セキュリティ・サミット出席等に伴う韓国訪問
4月	日米首脳会談等に伴う米国訪問
5月	日中韓サミット出席等に伴う中国訪問
	G8キャンプデービッド・サミット出席等に伴う米国訪問
6月	G20ロスカボス・サミット出席等に伴うメキシコ訪問
9月	ウラジオストクAPEC首脳会議出席等に伴うロシア訪問
	第67回国連総会出席等に伴う米国訪問
11月	アジア欧州会合第9回首脳会合（ASEM9）出席等に伴うラオス訪問
	ASEAN関連首脳会議出席等に伴うカンボジア訪問

表5-13 主な外国要人の来日（平成24年）

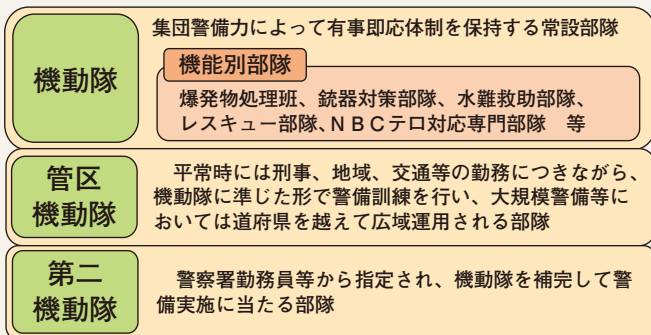
3月	インラック・タイ首相
	サバーハ・クウェート首長
4月	キャメロン・英国首相
	ハマド・バーレーン国王
5月	ウマラ・ペルー大統領夫妻
6月	ガシュパロヴィチ・スロバキア大統領夫妻
10月	アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー・マレーシア国王王妃
11月	ストルテンベルグ・ノルウェー首相夫妻

(2) 機動隊の活動

① 機動隊の種類と機能

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう機能別部隊が編成されている。

図5-11 機動隊の概要



治安警備訓練

② 機動隊の任務と活動

機動隊は、危機管理のための集団警備力の中核として、各種の警備に当たっている。また、機能別部隊は、その専門能力をいかした人命救助活動や捜査活動等に従事している。

図5-12 機動隊の活動



治安警備

(3) 雑踏警備

警察では、祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、あらかじめ、行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の雑踏警備を行っている。

また、平成13年7月に兵庫県明石市で発生した雑踏事故の教訓を踏まえ、雑踏事故対策に当たり遵守すべき基本的事項の徹底や雑踏事故防止のための体制の確立に努めている。

表5-14 雑踏警備に従事した警察官数の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24
出動警察官(千人)		505	514	505	447	488

図5-13 雑踏警備の流れ



警察活動の最前線



ゆッピー

潜水部隊員として

前 熊本県警察本部警備部機動隊（現 熊本東警察署地域課）
ひろの ゆうき
廣野 勇樹 警部補

私は、県内で唯一潜水活動を行う機動隊の部隊に所属しています。潜水部隊活動の現場の大半は、視界が悪く、障害物等のある水中です。そこでは、自身の安全管理、部隊員間の連携及び捜索活動を一度に行わなければ、目的を達成できないため、私たち部隊員は、目隠しをしての潜水訓練等厳しい現場を想定した訓練を反復実施しています。

私のこれまでの経験で一番過酷だった現場は、ヘドロが舞い、視界ゼロのままに暗黒の世界という水中であり、そこで殺人事件の凶器である包丁を捜索するという任務を達成することは困難を極めました。指先に全神経を集中させ、手をヘドロの奥まで差し込んでなかなか発見できず、集中力が乱れ始めたそのとき、私の指先に何か堅い物が当たったのです。それを手に取りなぞった瞬間、私の脳裏にはっきりと包丁の形が浮かび上がりました。このときの感覚と潜水部隊員としての責任を果たした達成感ほどの現場よりも印象に残っています。

このような過酷な現場で任務を達成できたのは、日々の厳しい訓練に耐えたことへの自信と、厳しい訓練を共に乗り越えてきた仲間との絆があったからだと思います。私は、潜水部隊員としての誇りを胸に、これからも職務を果たしていきたいと考えています。



現実的なものとなったサイバーテロへの対策に向けて

前 東京都警察情報通信部情報技術解析課（現 警視庁へ出向中）
きたむら しんいち
北村 真一 技官

私は、サイバーテロ対策プロジェクトの一員として、都内重要インフラ事業者に対してサイバー攻撃に関する技術情報の提供や情報セキュリティに関する助言等を行っています。また、事業者の基幹システムに対するサイバー攻撃を想定した官民一体となった緊急対処訓練を実施して、事案対処能力の向上を図っています。

平成24年9月の政府機関等に対するサイバー攻撃では、国内の複数のウェブサイトがアクセス集中によって閲覧を妨害されたり、不正アクセスによって改ざんされたりしました。被害コンピュータの一部は、被害認知の数月前から攻撃を受けていたことが判明しており、このようなサイバー攻撃に対して、早期に発見・対処できるような体制を民間事業者と共に築いていく必要性を痛感しました。

いまや現実的なものとなったサイバーテロを未然に防止し、また、万一発生した場合でも被害を最小限にとどめるためには、事業者と警察との連携が何より重要となります。

今後とも、日々進化する情報通信技術の習得に努め、得られた知見を訓練や事案対処にいかすことによって、安全・安心な社会の実現に貢献してまいりたいと思います。

